

洛西タウンセンター広場等の再整備に係る
測量及び基本設計業務委託

仕様書

令和 7 年 4 月

都市計画局住宅室住宅政策課

業務委託仕様書

委託業務名：洛西タウンセンター広場等再整備に係る測量及び基本設計業務委託

履行箇所：京都市西京区大原野東境谷町2丁目 地内（位置図及び地番は別紙1－1のとおり。）

履行期間：契約日の翌日から令和8年3月31日（火）まで

第1条 目的・背景

本特記仕様書は、京都市（以下「甲」という。）が実施する洛西タウンセンター広場等再整備に係る測量及び基本設計業務委託（以下「本業務委託」という。）に必要な事項を定めるものである。

なお、基本設計の実施に当たっては、「洛西グランドデザイン2033 vol.2（以下、「グランドデザイン」という。）」及び「洛西タウンセンター広場等整備構想（以下、「整備構想」という。）」を十分に理解したうえで、その趣旨を反映させること。

第2条 適用範囲

本業務委託の履行に当たっては、本仕様書によるほか、「土木設計業務等委託必携（令和7年2月改正 京都市）※」（以下「業務等委託必携」という。）、「土木工事標準設計図集（近畿地方整備局）」、「設計便覧（案）（近畿地方整備局）」、「京都市道路のためのバリアフリーの手引（京都市建設局）」、「国土交通省都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（令和4年3月改訂）」、「京都市高齢者、障害者等の移動等の円滑化に必要な道路の構造及び特定公園施設の設置の基準に関する条例（平成25年4月）」、「京都市人にやさしいまちづくり要綱（平成14年2月）」、「京都市雨水流出抑制対策実施要綱（平成26年4月）」、「京都市雨水流出抑制対策実施細目（平成26年4月）」、「京都市雨水流出抑制施設設置基準（平成17年10月）」、「公園工事標準設計図集（京都市）（令和7年4月）」及び別添の図面及びその他の関係図書（甲の指示した文書を含む。）によるものとする。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「土木設計業務等の仕様書、様式等」参照

(<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000190817.html>)

第3条 業務内容

本業務委託の内容は、洛西ニュータウンのタウンセンター内に位置する広場及び小畑川中央公園の一部の再整備に係る現況測量等を実施し、基本設計を行うものである（業務範囲は別紙1－2に示すとおり。）。

なお、基本設計においては、整備構想を具体化するための社会実験等を企画・実施し、その結果を設計内容に反映すること。

各業務についての詳細な業務内容は以下に記載するが、適宜、相互に成果を反映し連動させるなど、一体的な業務として、一体的な設計を実施すること。

- ・第2章 測量業務
- ・第3章 公園整備に係る基本設計業務
- ・第4章 社会実験等の開催

第4条 提出書類

受託者（以下「乙」という。）は、履行にあたり、共通仕様書の提出書類様式により甲に提出し、承認を得るものとする。

第5条 電子納品

- 1 本業務は、電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「京都市建設局電子納品実施要領（令和6年3月）（以下「要領」という。）に基づき作成された電子データをいう。なお、要領に記載のない事項や疑義がある場合は、監督員と協議のうえ作成するものとする。
- 2 成果品は、要領に基づいて作成した電子成果品を電子媒体で1部提出するとともに、製本版1部〔報告書（簡易製本）1部、図面（A3縮小版）1部〕とを納品する。
- 3 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウイルス対策を行い提出すること。

第6条 協議・報告の義務

- 1 乙は、履行期間中において、随時、共通仕様書の様式に従い進捗状況を甲に提出するものとする。

甲との協議については、打合せ簿を作成し、立会を申し出る場合は立会願を提出するものとする。

また、業務履行報告書については毎月提出するものとし、甲との連絡を密にとり、甲の申し出により必要に応じて報告書を提出するものとする。
- 2 乙は契約後速やかに担当技術者を選任し、図書の打合せ、現場説明からその任に就かせるものとする。

協議は、そのつど記録し、打合せの際相互に確認するものとする。

第7条 秘密の保持

乙は、本業務委託実施中に生じた全ての成果品を甲の許可なく他に公表、及び貸与してはならない。

また、本業務委託により知りえた事項を他に漏らしてはならない。

第8条 完了

乙は、業務完了の際に完了通知書・引渡書・成果納品書とともに成果品を納め、完了

検査を受けるものとする。

第9条 損害賠償等

乙は、本業務委託の実施にあたり、関係法令等を遵守し、常に公衆に迷惑を及ぼさないように留意しなければならない。

万一、第三者との間に損害を生じた場合は、全て乙の責任において解決するものとし、甲にその旨を報告するものとする。

第10条 貸与する資料

本業務委託に必要な関係資料を別途貸与するものとする。

乙は、貸与された資料に対して借用書を提出し、本業務委託の完了時まで返還するものとする。

本業務委託で使用する資料の収集については、甲の指示及び許可を得た後に実施するものとする。

第11条 納入場所

本業務委託の納入場所は、京都市都市計画局住宅室住宅政策課とする。

第12条 疑義

本特記仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、甲の指示に従うものとする。

第13条 前払金

前払金は、請負代金の30%以内とする。

第14条 文書による変更手続き

業務内容の変更等により設計変更を行う必要が生じた場合には、変更契約手続きを文書により確実に行うために、必要な指示や協議等は、打合せ記録簿や業務等委託関係書類等の書面により行うものとし、これがないものについては、設計変更の対象としない。

第15条 乙は、次の事項に関して独自の判断で実施してはならない。

- (1) 設計書に明示していない事項。
- (2) 設計書に関わる事項。
- (3) 地元関係者との協議に関わる事項。
- (4) 天災その他不可抗力に関わる事項。

第16条 提出する成果品については、第31条及び第35条に示すとおりとする。この委託の履行に際して必要な資料などはそのつど貸与するが、不必要になった時点で責任を持って返却すること。なお、成果品納入後であっても成果品に誤りがある場合は、直ちに修正するものとする。

第2章 測量業務

第17条 公共測量作業規程の準拠

本業務委託において実施する測量に当たっては、国土交通省公共測量作業規程（平成28年3月）に準拠して作業を行うものとする。

乙は、その内容を作業者に周知徹底させ遵守しなければならない。

第18条 技術者

測量業務における測量主任技師は、測量法第49条に基づき登録された測量士でなければならない。また、担当技術者は、測量士又は測量士補でなければならない。

第19条 作業計画及び準備

- 1 本業務委託の実施に先立ち、作業方法、作業人員、使用機材、作業工程、その他必要な事項の詳細について共通仕様書等に基づき作業実施計画書を作成すること。また監督員に契約締結後14日以内（休日等含む）に提出し、監督員の承認を得るものとする。
- 2 本業務委託を実施するうえで関係する諸機関との協議については、監督員の指示に従い行動すると共に必要書類等の準備を行い遺漏のないように行わなければならない。

第20条 測量機器の検定

本業務委託に使用する測量機器の検定については、（社）日本測量技術センターが行い発行する証明書を成果物に添付して提出するか、または請負者自身が別に定める検定要領により検定を行い、その記録を提出するものとする。

第21条 官公庁その他への手続等

乙は、本業務委託の実施のため必要な関係官公庁及びその他に対する諸手続きを監督員と打合せのうえ、乙の責任において迅速に処理しなければならない。

第22条 土地の立入り

- 1 乙は、本業務委託の実施にあたり国又は公有、私有の土地に立ち入る場合、関係法令に規定する身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときはこれを提示しなければ

ばならない。

2 乙は、本業務委託の実施にあたり宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立入る場合、あらかじめ占有者に通知し、承認を得なければその土地に立入り、測量してはならない。この場合、遅滞なく監督員に報告し、その指示に従うものとする。

3 乙は、樹木、垣もしくは柵等の伐採、土地又は工作物を一部使用する必要があるときは、その土地の所有者又は占有者に承認を得なければならない。

この場合に生じた損失は、乙の責任において補償するものとし、遅滞なく監督員に報告し、その指示に従うものとする。

第23条 作業確認

乙は、主要な測量段階の区切り目等において、監督員の承認を得なければ次の作業を進めてはならない。

第24条 現地測量

現地測量は、既存構造物については形状、寸法、材質等を詳細に記入するものとする。

第25条 求積図

建築確認申請等に添付する求積図を作成するものであり、現地測量により作成した現況平面図上に監督員が指示した点を囲むものとする。

第26条 使用成果

この測量に使用する基準点の成果は、監督員の指示により乙の責任において処理するものとする。

第27条 検査

乙は、完了検査を受ける際、あらかじめ完成品及び関係資料等を整備しておき、測量主任技師が立会のうえ、検査を受けなければならない。

第28条 作業の安全確保

1 作業にあたっては、作業員の安全確保はもとより、作業現場周辺における歩行者及び車両の危険防止のための適切な措置を講ずるものとする。

2 作業計画の立案に当たっては、安全確保に関する安全規定を作成し、監督員の承認を得て、関係機関の理解を求めるものとする。

3 作業に従事する全員に安全確保について意識を徹底させるものとする。

第29条 再測量

乙は、完了検査において測量成果に誤りが発見された場合、甲の指示に従い、乙の責任において、直ちに再測量を行い、誤りを訂正しなければならない。

第30条 測量業務内容

以下の業務を行うこと。詳細は別紙1－3のとおり。

なお、打合せ回数は、業務着手時、中間打合せ1回、成果物納入時の計3回以上は行うものとする。ただし、打合せ回数が増えても、設計変更の対象とはしない。

- ・基準点測量
- ・現地測量
- ・路線測量（縦断測量、横断測量）
- ・打合せ・協議等

第31条 成果物

成果物は、以下のとおりとする。

測量 成果物一覧表			
図面種別	縮尺	図版	備考
観測手簿			
計算簿			
成果表			
基準点網図	1／500	A2	
現況平面図	1／500	A2	
縦断面図	1／100～ 1／500	A2	測点間隔30m
横断面図	1／200	A2	測点間隔30m 測量幅45m～75m未満
引照点図			
点の記			
品質評価表及び精度管理表			
電子媒体による成果データ			
求積図		A3	
その他監督員の指示するもの			

第3章 公園整備に係る基本設計業務

第32条 基本設計

1 公園設計業務内容

整備構想を踏まえて、本公園の基本設計を実施すること。

対象面積 (A) =9,350 m²

- (1) 与条件の細部検討
- (2) 諸施設の検討及び設定
- (3) 基本設計図の作成
- (4) 基本設計説明書の作成
- (5) 撤去設計の実施

既存施設の現況把握、撤去等方針の設定、撤去関係図の作成を行う。

- (6) 概算工事費の算出
- (7) 報告書作成
- (8) 照査
- (9) 鳥瞰図・イメージパースの作成

鳥瞰図は A3 サイズ×1 枚、イメージパース（イメージスケッチでも可）は A4 サイズ×2 枚を基本とする。ただし、いかなる場合においても、枚数の増減は変更の対象としない。

- (10) 設計協議

業務着手時、中間打合せ 3 回、成果物納入時の計 5 回以上は行うものとする。

ただし、打合せ回数が増えても、設計変更の対象としない。

第 3 3 条 成果物

成果物は、以下に示すとおりとする。

- (1) 公園設計業務には、整備構想で示す建築物（便所及び簡易な地域交流拠点）の規模算定、平面配置計画も含むものとする。
- (2) この委託の履行に際して必要な資料などはそのつど貸与するが、不必要になった時点で責任を持って返却すること。
- (3) 成果物納入後であっても成果物に誤りがある場合は、直ちに修正すること。
- (4) 基本設計の成果物を取りまとめるにあたって、関係機関（河川管理者、各施設管理者等を想定）との協議が必要になる場合は、その資料を作成すること。

基本設計業務 成果品一覧表			
図面種別	縮尺	図版	内容
位置図	1 / 2, 5 0 0	A 2	
現況平面図	1 / 2 0 0 ~ 1 / 5 0 0	〃	
基本設計平面図	〃	〃	
造成計画平面図	〃	〃	
施設計画平面図	〃	〃	

植栽計画平面図	〃	〃	
供給処理設備計画平面図	〃	〃	
撤去平面図	〃	〃	
カラー平面図	〃	〃	
縦断面図	〃	〃	
横断面図	〃	〃	
構造イメージ図	図示	〃	
概算工事費計算書	—	A 4	公園区域、広場区域別にそれぞれ提出
鳥瞰図	—	A 3	
イメージパース又は イメージスケッチ	—	A 3	
基本設計説明書	—	A 3 1 枚	
照査報告書	—	A 4	
打合せ協議資料	—	A 4	
その他監督員が指示するもの	—		関係機関との協議 用資料等

第4章 社会実験等の開催

第34条 社会実験等の企画準備

小畑川中央公園周辺において、公園整備後のイメージの一部を先行実現しつつ、実現性を実証するための社会実験等の計画を企画立案すること。社会実験等の業務量は、設計ワークショップを4回開催することと同程度を想定しているが、具体的な内容（開催手法及び開催回数、開催期間、運営体制等）については、公募型プロポーザル時の提案を基にした詳細な実施計画書を事前に作成し、本市の承認を得て決定するものとする。

なお、公園整備後の持続可能な維持管理運営体制の構築や賑わいづくりの観点から、社会実験等は以下に配慮して企画することが望ましい。

- ・ 洛西地域の市民・事業者との連携
- ・ 公民連携による実施体制の構築

第35条 社会実験等の開催

本市の承認を得て決定した実施計画書を基に、社会実験等を開催すること。実施に際して必要となる一切の準備・作業等を行うとともに、社会実験で得られた結果（公園利用者の意見等）については、設計内容に適宜反映すること。

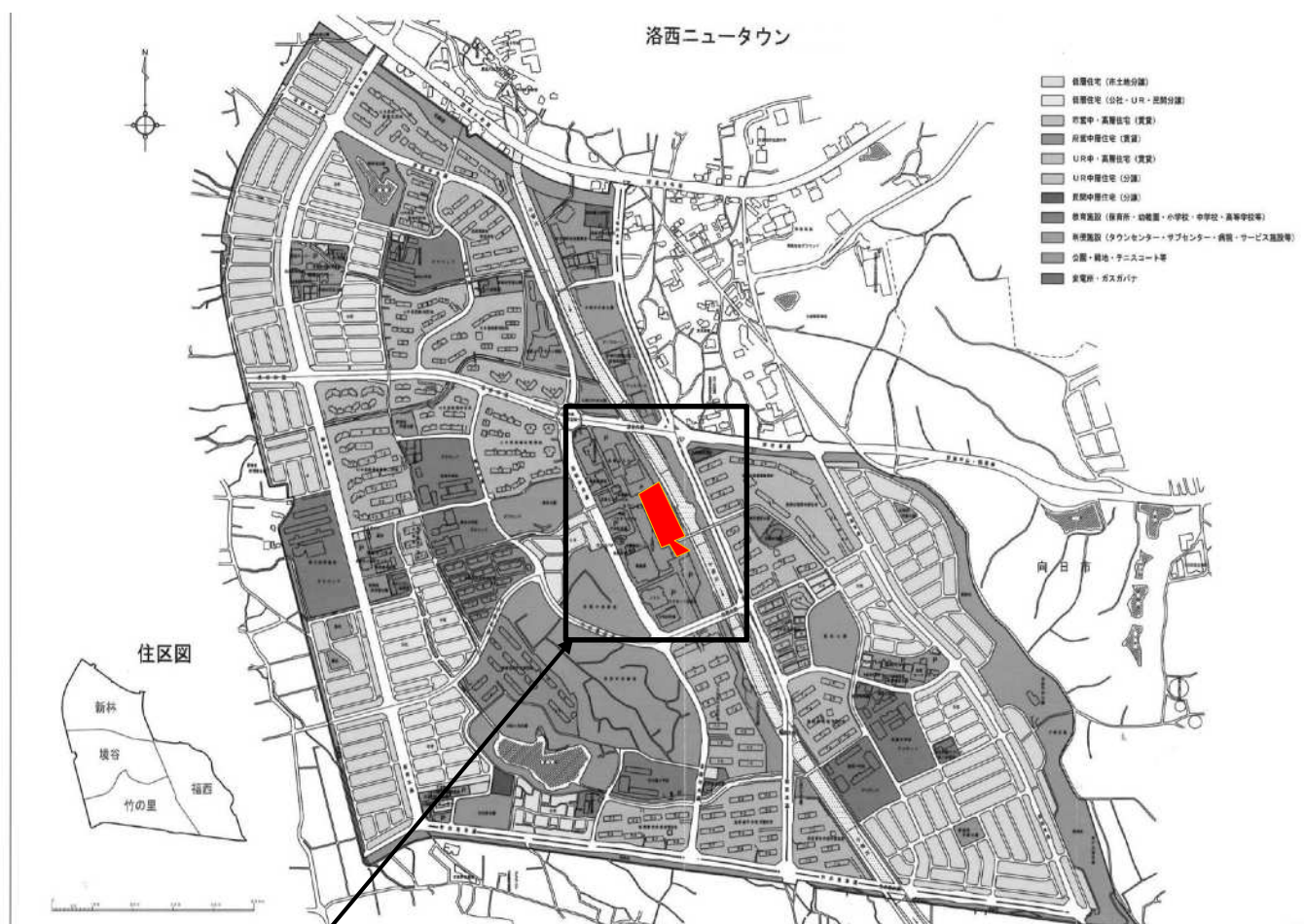
第 3 6 条 関連業務との連携

本市が別途委託する予定の「洛西タウンセンターにおける空き空間等を活用したリビングラボ（仮称）の創設に向けた実証事業」および「洛西ニュータウン内の公共空間を活用した市民協働によるまちづくりの支援業務」と相互に連携を図ること。

第 3 7 条 成果物

社会実験等の開催 成果品一覧表			
図面種別	縮尺	図版	内容
業務報告書	—	A 4	

位置図



【地番】

西京区大原野東境谷町2丁目